

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の制定について
藤沢市スポーツ広場条例施行規則を次のように定める。

2011年（平成23年）2月3日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成23年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市スポーツ広場条例を施行することに伴い、藤沢市スポーツ広場条例（平成22年藤沢市条例第62号）第15条の規定に基づき、藤沢市スポーツ広場条例施行規則を制定する必要による。

藤沢市スポーツ広場条例施行規則をここに公布する。

平成23年 2月10日

藤沢市教育委員会

委員長 岩本育子

藤沢市教育委員会規則第3号

藤沢市スポーツ広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市スポーツ広場条例(平成22年藤沢市条例第62号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休場日等)

第2条 条例第4条に規定するスポーツ広場の休場日及び供用時間は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、施設の管理上及び運営上必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に閉場することができる。

(使用種目)

第3条 スポーツ広場の対象種目は別表2のとおりとする。

(団体登録を受けることができる団体)

第4条 条例第5条第2項に規定する団体登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体(以下「対象団体」という。)とする。

(1) 10人以上の者で組織されている団体であること。

(2) 団体を組織している者の半数以上の者が次のアからウまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

ア この市の区域内に居住している者

イ 昭和60年7月6日に土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告が行われた茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業の施行地域内に居住している者

ウ この市の区域内に存する勤務場所又は学校に通勤し、又は通学している者
(3) 団体の代表者が20歳以上で、かつ、この市の区域内に居住している者であること。

(団体の登録手続等)

第5条 条例第5条第2項の規定により団体登録を受けようとする対象団体の代表者は、前条第3号に規定する者であることを証する書類を教育委員会に提示の上、施設等使用団体登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用団体登録等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の適否を決定した場合において、当該申請に係る対象団体が施設等を使用することができる団体として適当であると認めたときは、当該対象団体を施設等使用団体として登録するとともに、当該申請書が提出された日から10日(当該日数の計算に当たっては、休場日は含めないものとする。)以内に当該対象団体の代表者に施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

4 登録証の有効期限は、当該登録証が交付された日から3年とする。

5 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年藤沢市教育委員会規則第1号)第8条第3項の規定により学校体育施設市民利用団体として登録された団体及び藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年藤沢市教育委員会規則第9号)第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体並びに藤沢市有料公園施設等使用規則(平成9年藤沢市規則第37号)第5条第3項の規定により有料公園使用団体として登録された団体は、第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体とみなす。

(使用許可を受けることができる使用許可区分の数等)

第6条 野球場及び球技場の供用日は、特定日(スポーツ広場の供用日のうち日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。以下同じ。))と平日(当該供用日のうち特定日以外の供用日をいう。以下同じ。)とに区分する。

2 第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体若しくは同条第

5項の規定によりスポーツ広場使用団体として登録された団体とみなされる団体（以下これらを「登録団体等」という。）が1月において使用の許可を受けることができる野球場及び球技場に係る使用許可区分（スポーツ広場の供用時間を使用する時間並びに使用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。）の数は、次の表の左欄に掲げるスポーツ広場の区分及び同表の中欄に掲げる供用日の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める数とする。

スポーツ広場の区分	供用日の区分	使用許可区分の数
藤沢市大清水スポーツ広場 (球技場)	特定日	1
	平日	4
藤沢市女坂スポーツ広場 (野球場及び球技場)	特定日	1
	平日	4
葛原スポーツ広場 (野球場)	特定日	1
	平日	4

（使用許可の申請手続き等）

第7条 条例第5条第1項の許可を受けようとする登録団体等は施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の15日（その日が休場日に当たる場合は、その翌日。次条第2項において同じ。）から同月の末日（その日が休場日に当たるときは、その翌日。次条第2項において同じ。）までに施設等使用許可申請書に登録証、市民利用規則第8条第3項の規定により交付された学校体育施設市民利用団体登録証（以下「市民利用団体登録証」という。）を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請は、郵便によることができる。この場合における同項の提出期限の認

定は、当該郵便物に押印された通信日附印により行うものとする。

第8条 教育委員会は、前条第1項の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、使用許可の申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

2 前項に規定により申請しようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の前月の15日から同月の末日までに、施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設使用団体登録証を添えて、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき4以内とする。

第9条 教育委員会は、前条第2項の施設等使用許可申請書の提出期限が満了した場合において、使用許可の申請のない施設の使用許可区分があるときは、先着順に当該使用許可区分に係る使用の申請を受けることができる。

2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の初日（その日が休場日である場合はその翌日。）から使用しようとする使用許可区分の開始時間前までに施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設使用団体登録証を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用の許可）

第10条 教育委員会は、第7条第1項の規定による申請があった場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が1のみであるときは、当該登録団体等に対して使用を許可するものとする。

2 教育委員会は、第7条第1項の規定による申請があった場合において、施設の1使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が2以上であるときは、抽選により、当該使用許可区分の使用を許可する登録団体等を決定するものとする。

3 前項の抽選の方法は、別に定める藤沢市スポーツ施設使用手続き等要綱により行うものとする。

4 教育委員会は、第1項又は第2項の規定により施設の使用許可区分に係る使用の許可を決定したときは、当該登録団体等が施設等を使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の14日（その日が休場日に当たるときは、その翌日。）までに施設等使用許可決定通知書により当該登録団体等に通知するものとする。

る。

- 5 教育委員会は、第8条第2項又は前条第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めた登録団体等に対しては、施設等使用許可決定通知書により通知するものとする。

(使用申請手続の特例)

第11条 教育委員会は、市、国、神奈川県又はこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体（以下「公共的体育関係団体」という。）が主催し、共催し、又は後援する行事等のために施設等を使用しようとするときは、第7条第1項に規定する施設等の使用の許可に係る申請期間の開始前においても、それらのものに使用許可の申請をさせ、その使用の許可を決定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により施設等の使用の許可を決定したときは、施設等使用許可決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第12条 第10条第4項若しくは第5項又は前条第2項の規定により施設等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた施設等の使用を取りやめようとするときは、速やかに施設等使用取りやめ届に第10条第4項若しくは第5項又は前条第2項に規定する施設等使用許可決定通知書（以下単に「施設等使用許可決定通知書」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(使用内容の変更申請手続等)

第13条 使用者は、その許可を受けた施設等の使用内容（使用する日及び時間を除く。）を変更しようとするときは、当該許可を受けた施設等の使用日までに施設等使用許可内容変更申請書に施設等使用許可決定通知書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等使用許可内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(団体登録の更新手続等)

第14条 登録団体は、その登録証の有効期間の満了後も引き続き施設等使用団体としての登録を受けようとするときは、当該有効期間の満了する日の1月前までに教

育委員会に団体登録更新申請書に登録証を添えて、提出しなければならない。

- 2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書が提出された場合について準用する。

(団体登録事項の変更等)

第15条 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、速やかに団体登録事項変更届に登録証を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

- 2 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合において、第4条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至ったときは、速やかに登録団体解散届に登録証を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第16条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録団体としての登録を受けたとき。

(2) 施設等の管理上支障がある団体であると認めたとき。

- 2 教育委員会は、前項の規定により登録団体としての登録を取り消したときは、団体登録取消決定通知書により当該登録団体の代表者に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた登録団体は、団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。

- 4 教育委員会は、第1項の規定により登録団体としての登録を取り消した場合において、当該取消しを決定した日以後に当該登録団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分及び附属設備に係る使用の許可を取り消すことができる。

- 5 教育委員会は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消したときは、その旨を当該使用許可を受けた団体の代表者に通知するものとする。

(使用料の減免手続等)

第17条 条例第8条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割

ア 市が共催する行事等のために使用する場合

イ 国または神奈川県が使用する場合

ウ この市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は
大学が使用する場合

エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした
行事等のために使用する場合

オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合（営利を目的とする場合を
除く。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合その都
度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のい
ずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) この市の区域内に存する小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）
又は特別支援学校が使用する場合

(3) 公共的体育関係団体が市民を対象とした行事等のために使用する場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設等
使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、第3項による申請があったときは、内容を審査してその適否を決
定し、施設等使用料減免等決定通知書により通知するものとする。

（既納の使用料の還付手続等）

第18条 条例第9条のただし書の規定により還付する既納の使用料の額は、次の各
号の掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、10円未満の金
額においては、10円単位に切り上げた金額とする。

(1) 使用者の責任でない理由により施設等を使用することができなくなった場合
全額

(2) 使用する日の前日までに条例第12条（同条第5号による場合を除く。）の規
定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合、及び第15条第5項
の規定により使用の許可を取り消した場合 5割に相当する額

(3) 使用する日の7日前までに使用の取りやめの届出をした場合 全額

(4) 使用する日の6日前から前日までに使用の取りやめの届出をし、教育委員会の承認を受けた場合 7割に相当する額

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合 教育委員会が定める額

2 条例第9条ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとするものは、施設等既納使用料還付申請書に使用料を納付した事実を証する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を施設等既納使用料還付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(設備の変更の承認手続き)

第19条 条例第11条第1項ただし書の承認を受けようとするものは、使用日の前日までに設置しようとする設備若しくは装飾の内容を記載した仕様書その他教育委員会が必要と認める書類に提示しなければならない。

2 教育委員会は、前項の書類を示出された場合において施設等の管理上支障がないと認めるときは、当該設備若しくは装飾の設置を承認するものとする。

(職員の立入り)

第20条 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、教育委員会の指定した職員を使用者が使用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、当該職員の立入りを拒むことができない。

(書類の様式)

第21条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、藤沢市スポーツ広場条例（平成22年藤沢市条例第34号）附則第2項の規定により行う施設の使用に係る手続きについては、この規則の規定により行うことができる。）

別表 1 (第 2 条関係)

スポーツ広場の名称	施設	休場日	供用時間
藤沢市大清水スポーツ広場	球技場	1月1日から同月4日まで及び 12月28日から同月31日まで 並びに毎月第2, 第4月曜日 (ただし祝日の場合は翌日)	午前7時から午後7時(10月 から3月までは午後5時まで)
藤沢市女坂スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び 12月28日から同月31日まで 並びに毎月第1, 第3月曜日 (ただし祝日の場合は翌日)	午前5時から午後7時(4月及 び9月は午後5時まで、10月 から3月までは午前7時から午 後5時まで)
	球技場	1月1日から同月4日まで及び 12月28日から同月31日まで 及び4月, 5月, 6月, 10 月, 11月, 12月並びに毎月 第1, 第3月曜日(ただし祝日 の場合は翌日)	午前7時から午後7時(1月か ら3月までは午後5時まで)
藤沢市葛原スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び 12月28日から同月31日まで 及び12月, 1月, 2月並び に毎月第1, 第3月曜日(た だし祝日の場合は翌日)	午前8時から午後6時(10 月, 11月及び3月は午後4時 まで)

別表 2 (第 3 条関係)

スポーツ広場の名称	施設	対象種目
藤沢市大清水スポーツ広場	球技場	サッカー・ゲートボール・グラウンドゴルフ等
藤沢市女坂スポーツ広場	野球場	軟式野球・ソフトボール
	球技場	少年サッカー (小学生以下)
藤沢市葛原スポーツ広場	野球場	軟式野球・ソフトボール